

新型コロナウイルス感染拡大予防に配慮した

組合員活動ガイドライン

2020年7月10日
2021年5月6日改定
広報ネットワーク室

新型コロナウイルス感染拡大の影響により休止していた組合員活動を再開するにあたって「新しい生活様式」に沿った感染予防対策が求められることから、組合員活動ガイドラインを作成しました。このガイドラインは各エリア協議会、広報ネットワーク室が主催する組合員活動に適用します。内容は、国や自治体の要請、ガイドラインなどと同期をとりながら状況に応じて適宜改定していきます。

1. 会場・定員

- ①会場の本来の定員人数の半数を定員の目安にします。(会場の規定があればそれに従います)
- ②適度な距離(最低1m)をとった座席配置にして、正対することはなるべく避けます。
- ③会場内に感染拡大防止を啓発するポスターを掲示します。
- ④消毒用アルコールスプレーは生協で用意したものを持ち込んで手指、施設の消毒をします。
- ⑤会場施設内の人が触れる場所(ドアノブ、机、いすなど)を開催前後にアルコールで消毒します。
- ⑥受付時に参加者のマスク着用と健康チェックシートの内容を確認し検温を実施します。健康状態チェックシートは事前に参加者に記入してもらうことを基本とします。万一感染者が発生した時は参加名簿を保健所等の公的機関に提出する事を周知します。名簿は1ヶ月間保管し、その後は適切に処分します。
- ⑦窓の無い会場では、換気タイムの時に、出入り口を開放して換気します。
- ⑧運営スタッフは自宅で検温と体調の確認をし、マスクを着用します。予備のマスクも用意します。
- ⑨ごみは参加者に持ち帰ってもらいます。

2. 広報(ニュース)に記載する内容

- ①定員を明記して、応募者多数の場合は参加を制限することがあること。
- ②感染予防対策を用意している事の具体的な内容。
- ③参加者に求めることとして
ア. 参加前の自宅と参加会場での検温の実施、マスクの着用、発熱や体調不良時の参加の辞退。
イ. 持ち物として、スリッパ、筆記用具、ゴミ袋、飲み物などの持参。

3. 開催時間

- ①2時間以内とし、途中1回以上の換気タイムを設けます。

4. 飲食

- ①調理を伴う企画は休止します。
- ②共用するポットや食器類は使用しません。飲み物は参加者に持参してもらうことを基本とします。
- ③試食品などは、個包装のものを、持ち帰ってもらうことにして、その場では食べません。

5. 保育

- ①当面の間、保育活動は実施しません。企画では、保育無しにするか、子ども同室参加とします。

6. 活動を中止する場合

以下に該当する場合は、活動を中止または延期します。但し、屋外での活動で、感染予防対策を十分にとることができる企画については開催の可否を個別に判断します。

- ①新潟県の新型コロナウイルス警報が発令されているとき。
- ②自治体から不要不急の外出の自粛要請があったとき。
- ③会場が新型コロナの影響で休館になったとき。
- ④運営スタッフが不足したとき。(スタッフの体調不良による活動の自粛など)

以上